

委提第3号

障がい者の創業等に対する支援の充実を求める決議

会議規則第14条第2項の規定により、障がい者の創業等に対する支援の充実を求める決議を次のとおり提出する。

令和7年3月25日 提出

提出者 建設経済常任委員長 村田裕子

北本市議会議長 滝瀬光一様

障がい者の創業等に対する支援の充実を求める決議

北本市議会建設経済常任委員会では、令和6年第4回北本市議会定例会において議長から付託された「議請第5号」視覚障がい者の創業・就業支援の強化を求める請願を審査し、その際、請願人を参考人として委員会に招請し、意見陳述及び質疑を通して請願の趣旨について理解に努めたところである。委員会の審査では、請願人の発言等からは、願意は概ね理解できたが、実際に問題となっている事項や行政に求めたい支援などの内容を把握するまでに至らず、請願事項の実現にあたり具体性を見出すことができなかつたため、趣旨採択とすべきとする動議が提出され、賛成多数で可決となった。

本会議においても賛成多数で趣旨採択となったが、建設経済常任委員会としてはその結果を重く受け止め、視覚障がい者を含めた障がい者全体の創業に関するニーズと問題点、市や県、関係機関等の支援の現状と課題等について、定例会終了後に改めて調査研究することとした。

この間、市、県、関係団体等が実施する創業支援事業の全体像や、障がい者の創業支援に関する本市総合振興計画上の記述・取扱い等について確認するとともに、執行部担当部署である産業観光課から創業支援事業の概要や実際の窓口対応の状況、障がい者が相談に訪れた際の対応方針、関係機関や障がい福祉課との連携などについて聞き取りを行った。創業支援の様々なメニューは健常者・障がい者の区別なく誰もが等しく受けることができることを確認したが、障がい者にとっては相談や書類作成そのもののハードルが高く、特別な配慮が必要であることを改めて認識したところである。

視覚障がい者を含む障がい者の創業等に対する支援の状況については、当事者からのニーズがどの程度あるかは未知数であるが、少なくとも担当部署である産業観光課は、障がい者が相談に訪れた際に、スムーズかつ適切な対応ができるよう具体的な行動指針となるものを整理しておく必要がある。障がい者には福祉的要素を含めた支援が不可欠であり、担当部署だけでは対処しきれないことも想定して障がい福祉課や関係機関と速やかに連携できるよう認識を共有し、必要な体制を構築すべきである。

今後、障がい者が抱える生活上の課題の複雑多様化が進み、ニーズに寄り添った適切な支援が行われないことによる社会的孤立等の問題が深刻化することが懸念される。請願の対象者である「視覚障がい者」を含めたすべての障がい者が、自らが希望する働き方を実現し、地域社会の中で尊厳ある暮らしを主体性をもって続けられるようにするためにも、市として可能な限り支援策の具体化を検討し進めていくべきと考える。

よって、障がい者の創業等に対する支援の充実を図るため、下記のとおり対策を講ずることを求める。

記

- 1 技術的進歩や人材不足等の社会的要請の高まりによる将来的な障がい者の創業機会の増加に対応するため、産業観光課と障がい福祉課とが密に連携し、障がい者の創業相談・サービス提供を適切に行う体制を確立すること
- 2 障がい者向けの創業・起業・就労ガイドブック（音声版・点字版など）を作成し、支援等を受けたい人が、さまざまな支援メニューを正しく理解し、適切にサービスの提供が受けられるよう環境を整備すること
- 3 障がい者は健常者と比べ、動線確保にかかるリフォーム代や設備機器等において創業資金がより多く必要となることから、国等の補助金に上乗せして市が補助金を出すなどの支援策を整備すること
- 4 障がい者が起業するために必要な専門的な技能・知識等の習得や創業準備、資金調達やビジネスプランの策定、ノウハウや情報提供などの支援体制を関係機関と連携しながら構築すること
- 5 障がい者が創業した後のマーケティングについて専門的なアドバイスを提供できるよう、専門のコンサルタントやアドバイザーを置くなどの支援体制を関係機関と連携しながら構築すること
- 6 障がい者向けのビジネス支援プログラムを展開している社会福祉法人やNPO等と連携するなど、支援を受けたい障がい者のニーズに合わせた支援メニューの充実を図ること
- 7 障がい者の就労機会拡充のため、市内企業を訪問して障がい者雇用の受け入れ先開拓とデータベース化を行い、庁内関係部署で情報を共有すること
- 8 障がい者と健常者が共同で創業・就労できる環境の整備に向け、労働者協同組合法の視点から具体的な施策（プログラム化）を検討すること

以上、決議する。

令和7年3月25日

北本市議会